

那覇地方裁判所委員会（第34回）議事概要

1 開催日時

令和3年11月18日（木）午後2時から午後3時40分まで

2 場所

那覇地方裁判所大会議室

3 テーマ

民事訴訟手続のIT化について

4 出席者（委員は五十音順，敬称略）

（委員）新垣和也，上原修，大橋弘治，久保田光昭，富原加奈子
中村功一，村越一浩（委員長），山口和宏，吉田央

（説明者）那覇地方裁判所民事第1部裁判官 浅江貴光

那覇地方裁判所民事首席書記官 田邊善晴

（参列者）事務局長，事務局次長

（事務担当者）総務課長，総務課課長補佐，総務課広報係

5 議事

(1) 委員長選任

委員の互選により，那覇地方裁判所長村越一浩が委員長に選任された。

(2) 各委員の紹介

(3) 前回の那覇地方裁判所委員会の振り返り

総務課長から前回の那覇地方裁判所委員会（テーマ：裁判所における新型コロナウイルス感染拡大防止措置について）での意見交換を踏まえた那覇地方裁判所における取組状況について説明した。

(4) 今回のテーマに関する説明及びウェブ会議の実演

① 民事首席書記官から「民事訴訟手続のIT化について」に関する

説明を行った。

- ② 民事第1部裁判官等によるウェブ会議の実演及び操作体験を実施した。

(5) 意見交換

(発言者の表示：●委員長，○学識経験者委員，◎法曹委員，◆裁判所委員，◇説明者)

- 今回のテーマについて、次の3点につき意見交換をさせていただき、御意見等を賜りたいと思います。

1. 本日の説明及び模擬手続（ウェブ会議）の意見・感想について
2. 他の企業団体等におけるITの活用・工夫例について
3. IT化後の民事訴訟手続に期待すること

- ウェブ会議の実演において、裁判官から当事者双方に対し「事務所に誰もいませんよね」という問いかけをしていました。ルールとして、誰もいないかどうかの確認を行うということなののでしょうか。実際の取扱いをお聞かせください。

- ◇ 現在、ウェブ会議により行っている手続は、「書面による準備手続」と言い、法廷で行う裁判とは異なり、一般的には非公開の手続となります。傍聴については、相当と認められる者に許すことができるものとされています。また、代理人のみで手続を行うことが多いですが、当事者本人が同席する場合もあるため、当事者の同席の有無の確認を行うこともあります。

- 実演を拝見した感想ですが、事故現場の見取図について、お互いに書き込んでいくことで、双方向性が生まれて、争点の明確化、整理に役立つということがわかりました。また、裁判所に出頭するという手間も省けるというメリットもあると感じました。

実演では、双方代理人、裁判所側ともに操作に習熟しているという

前提で進行していましたが、IT弱者の方への配慮については、どのように考えているのでしょうか。

- ◇ まず、ファイル共有機能を用いた争点整理についてですが、今後活用が進んでいく可能性のある機能だと考えています。これまでは、USBメモリに保存したファイルを裁判所の書記官室に持って来ていただく必要があるなど、非常に手間もかかっていました。それが裁判所に来なくても、データをアップロードすることで即座にファイルの共有ができるようになりました。共有するファイルの書式などの点でも、創意工夫の余地が大いにあると考えています。
- ◆ 現在、ウェブ会議の手続は、代理人として弁護士がついている訴訟を中心に利用しており、本人訴訟については利用を控えています。代理人である弁護士については、IT弱者ではないという前提ではありますが、利用に差し支えがないという了解をいただいた上で運用しています。また、IT弱者への配慮が必要であることについては、御指摘のとおりでありまして、現時点では、最高裁において検討中であり、当庁においても最高裁における検討結果も踏まえながら引き続き議論をしていく予定です。
- IT化によって、今後、民事訴訟自体が増える可能性もあるかと思いますが、裁判所としてはどのようにお考えでしょうか。
- 紛争の解決のために民事訴訟が裁判所に持ち込まれた時に、当事者の方から、裁判所が頼りにならない、信頼できないと思われることがあるとすれば、それは良くない状況だと思います。また、持ち込んでもいつ結論がでるのかわからない、あるいはどのような手続が行われるのかわからないということも、先ほどと同じく良くない状況だと考えています。

紛争が起きて裁判所に持ち込まれた後、適正な時期に適正な解決が

されるというのが理想であり，それを目指していく必要があると考えています。

I T化というのは，ただ単に現在行われている手続をそのままI Tに置き換えましたということではないと考えています。I T化をきっかけとして，今後，どのような形で紛争解決を進めていくことができるのかということに関心を向けるべきです。先ほど裁判官からファイル共有機能の説明もありましたが，ただ単にこのようなことができるということだけではなくて，この機能を活用することによって，お互いの争点の違いなどを可視的かつ即時に共有することで，次回までに処理すべきことが速やかに判断できるようになるなど，今後の紛争解決のツールとしてうまく活用して行きたいと思っています。

- これまでの紛争解決のための手続に比べて，訴えを起こしやすくなるという点で，良い方向に繋がっていくのではないかと思います。

今後，目指して行く方向としては，完全にI T化に切り替えて行くということなのか，それとも，裁判所に来てもらって手続を進める形も維持しながらI T化も進めていくのかという点について，もう一点は，今後，口頭弁論期日にも導入されるということとなった場合に，裁判の傍聴についてどのように考えられているのかについて，それぞれお聞かせください。

- ◆ 現在の民事訴訟手続のI T化は，フェーズ1といって紙ベースでやり取りを行う現行法の下でウェブ会議を利用するという段階ですが，今後フェーズ2で法改正を行ってI T化の環境を整えていき，フェーズ3の段階でオンライン申立てができるようになっていく予定です。感触としては，I T化が進み，審理もウェブ会議が中心になっていくだろうと考えています。従来型の審理がなくなるのかという点については，私見ではありますが，裁判の公開というのがありますので，証

人尋問，本人尋問及び判決という法廷での訴訟活動は残っていくだろうと考えています。

● 法律を改正した上でしかできないことがフェーズ2やフェーズ3の段階ということになり，現在は，現行の法律の下，運用としてできることをやっている段階であります。御質問のありましたすべてITに切り替えて行くのか，従来型の審理をどこまで残すのかということは，正に今，法制審議会で議論を行っているところであり，そこで議論された結果が，今後，法律の中に書き込まれていくと考えます。IT弱者問題についても，改正された法律の内容を踏まえて，今後，最高裁や下級裁においても議論しながら運用の方針を検討していくという流れになるかと考えます。

○ 現在の運用は地裁に限るということでしょうか。例えば，簡裁では行われていないということでしょうか。

◇ 現在は，地裁のみで行っております。

○ ウェブ会議を実施する時は，裁判所の方から代理人である弁護士に対してウェブ会議で実施しませんかと話を持ち掛けるのでしょうか。また，裁判所が主導して利用しているのでしょうか。

◇ 私の活用状況を前提にお話しますと，ウェブ会議の利用を積極的に進めようと考えているため，提出された書面から，双方の代理人の名前を見て，利用可能だなと考えると，裁判所からウェブ会議の提案をして，第1回の口頭弁論期日を取り消してウェブ会議を実施しています。また，遠方の代理人の場合は，書面を提出する際に，代理人側からウェブ会議の申入れがある場合もあり，そのような場合もウェブ会議で対応しています。遠方の代理人については，ITを使えないという方を除いて希望される場合が多く，県内の代理人も裁判所から提案するとほとんど応じていただけます。

● 企業団体等におけるIT活用状況や工夫例又は隘路などについても御紹介等いただければと思います。

○ 新型コロナウイルス感染症の蔓延期は、対面授業を中止にして全学年オンライン授業を実施していましたが、感染状況が落ち着いた現在は、対面での授業に戻っています。会議についても同様に会議室での対面で行うことが多くなってきたというのが現状です。質問ですが、チームスを導入した経緯等があれば教えていただけますか。

また、実際、ウェブ会議を導入してみてデメリットというか問題となる点はなかったのかという点と、問題点があった場合、どのように克服されたのかも教えていただきたいと思います。

◇ チームスの使用については、那覇地裁独自で決めたものではなく、最高裁の方針で決めているものであり、導入の経緯については承知しておりません。今後、刑事や家裁の手續においてもウェブ会議の導入が検討されていますが、どのソフトウェアが良いのかというのはその時々で検討がなされているようであり、全てマイクロソフトのチームスになるわけではないようです。

◇ 導入のデメリットや隘路がなかったかという御質問について、私は積極的にウェブ会議の利用を進めていることからその点について意識的に代理人弁護士に対し不都合はないか確認をしていますが、特に問題があるという声はありません。他方で、毎回ウェブ会議だと少しマンネリ化するのではないかと考え、争点整理についても、3回ないし4回に1回程度の割合で、双方代理人に対し、裁判所にお越しいただくことを提案して、じっくり議論する日を設けるといったことも行っており、メリハリの利いたより良い争点整理ができればと考えています。

◆ それほどデメリットは感じていませんが、あえて言えば、通信障害

が生じた場合に備えて、常に電話を用意しておく必要があるという点かと思えます。

- 経営者協会の女性リーダー部会は、コロナ禍においても部会の活動を継続していくということで、これまで対面で行っていた講演会や分科会での結果報告は、ズームを使用して全てウェブでできるようになっています。先日は、実際に集まるメンバーとウェブで参加するメンバーで、最大人数で会議を行い、参加しやすくなったという声がありました。対面での参加だと移動時間や前後の予定との兼ね合いもありますし、特に本島中北部の方々が参加しやすくなったと思います。アフターコロナを考えたときに、100%前に戻ることはないと考え、メリハリを効かせるという意味でも、ウェブでこなせるものと交流という一番の目的を達成するために対面で実施したいものについて、いろんな方法をブレンドしながら良い形に収まればよいのではと考えています。

また、非常勤で勤務している大学と企業においては、チームスを利用しています。企業においてはタブレットを貸与されており、連絡事項も資料の送付などもチームスの機能を活用してペーパーレスで行っています。大学では、働き方改革を担当しておりますが、日程等の通知も含めチームスを活用して行っており、今後チームスの利用が浸透し、その機能を最大限に使いこなせれば、かなりの効率化が望めると考えているところです。コロナ禍の状況は、仕事を見直していくチャンスになると考えています。

- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴って取材相手に会うことがリスクとなったため、ウェブでインタビューができる方については、積極的にウェブを使って取材を行い、記事にするという作業を取り入れています。また、他の企業と同様、社内の各種会議も積極的にウェブに切

り替えています。

- 新聞社のIT化は、コロナ禍にかかわらず進められているわけですが、記者は基本的に在宅勤務ができるものの、新聞製作におけるレイアウト作業の担当部署については、在宅作業ができないため出社しての作業となり、IT化の中でクリアできない場面はまだあると考えています。
- 沖縄県司法書士会は、離島にも多数の会員を有しており、多数の委員会を運営しています。これまでは、参集での会議に離島の方がメンバーとして参加しづらいという状況がありましたが、ウェブに切り替えることで、どこにいても会合への参加が可能となったため、遠隔地の会員であっても委員などの役割を担っていただくことができ、人材の登用という点で画期的に変わったところと考えています。また、ペーパーレス化を図り、端末上で書類を確認しながら議論を行っていくという方法に変わってきています。他に、毎月研修会を実施していますが、ウェブでの実施としたことから参加率もかなり上がっており、ウェブの効果を感じています。
- ◎ 刑事手続のIT化は、昨年頃から法務省を中心に法曹三者及び有識者が集まって検討会が開かれております。議論されているところを見ますと、基本的には紙を全てデータ化するということになると思います。また、対面での手続がなくなるということはないと考えています。むしろ刑事手続においては、捜査、公判など、対面で被疑者又は参考人の話を聞くということは心証を取る上でもなくなる部分ではないかと考えております。また、取り扱う中身もプライバシー性が高いものや社会的に影響力の大きな事柄もあるため、ウェブで取り調べをすることが原則になることはないと思いますし、反対論も強いと思います。基本的に、対面でする必要があるものを残しつつ、選択肢とし

てウェブで手続を実施する，またはウェブで書面を作成するというのが落ち着きどころではないかと考えています。他方，対面で話した内容を現在は紙の調書にしていますが，それが全てデータでの保存となり，その他さまざまな捜査等の過程で作成される書面や裁判に提出する書面がデータ化されるという形になっていくだろうと考えています。

◆ 刑事裁判手続の関係では，書面を電子データ化する又は具体的なやり取りをオンラインでできないか，対面をやめられないのかといった観点で議論がなされているところだと考えますが，刑事裁判の場合，被告人，弁護士会，警察署，検察庁，被告人を収容している拘置所等関係する機関が多い中で，オンライン又はIT化というのをどのようにして展開していけるのかという点について，今後の動向を注視しているところです。

● 最後は，民事訴訟手続のIT化に期待することとして意見交換事項を出させていただきましたが，IT化の良い面については伸ばして欲しいというのが皆さんからの御意見だと感じました。その一方で，IT弱者の方への対応，従来型の手続は残らないのかといった点やその他に隘路は本当はないのかといった点については慎重に見ていく必要があるという御意見があったと理解しました。民事訴訟のIT化の取組はまだ始まったばかりであり，今後も大事に進めていきたいと考えております。

◆ 昨年12月から那覇地裁においてもウェブ会議が導入され，かなりの裁判官が実施しています。ウェブ会議を導入することだけが目的ではなく，導入によってより良い裁判を実現していくことを目指して取り組んでおります。また，審理の運営の在り方についても鋭意検討しており，迅速かつ適正な訴訟運営を心掛けていきたいと考えております。

- 本日は、民事訴訟の I T 化の取組に関し、貴重な御意見をいただきありがとうございました。

(6) 次回予定

テーマ及び日程は追って指定する。

以 上